

首都圏・自治体条例



国が定める自動車NOx・PM法は、特定地域において排出ガス基準に適合しない車の登録を規制していますが、PMの排出基準に適合しない自動車の走行をさせないよう規制するのが首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の自治体条例です。これらの地域外に登録した車も適用されますので、基準を満たさない車は首都圏を走行できなくなります。その違いを理解していただかなければなりません。

規制対象地域・車種・使用期限

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県が自動車NOx・PM法よりも厳しい規制を実施します。規制の対象となる車はディーゼル車で、乗用車は除外されます。これらの地域ではPMの排出基準に適合しないディーゼル車は平成一五年一〇月より走行できなくなります。表：自動車NOx・PM法と自治体条例。規制地域内に登録している車と規制地域外から乗り入れる車にも適用されます。ただし、平成八年一〇月一日以降に新車登録したディーゼル車には使用期限（自治体条例では猶予期間と表示）を定め、その期間の走行が認められています。車検証に記載されませんので、事業者自身で使用期限を把握しなければなりません。各自治体か自動車ディーラーなどに問い合わせてください。

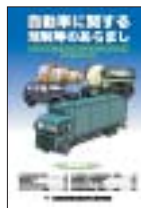
【自動車NOx・PM法と自治体条例】

	自動車NOx・PM法	自治体条例
対象物資	NOxとPMが規制	PMが規制
対象地域	●登録地域を規制します 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県） 中京圏（愛知県、三重県） 近畿圏（大阪府、兵庫県）	●走行する車を規制します 東京都（島部を除く） 埼玉県 千葉県 神奈川県
規制対象車種	（燃料の種類は問わず） 貨物自動車（1・4・6ナンバー） 乗合自動車（2ナンバー） 特種自動車（8ナンバー）	（ディーゼル車に限定） 貨物自動車（1・4・6ナンバー） 乗合自動車（2ナンバー） 特種自動車（8ナンバー）
使用期限	小型貨物車（4・6ナンバー）	新車登録から8年間
	普通貨物車（1ナンバー）	新車登録から9年間
	マイクロバス（2ナンバー）	新車登録から10年間
	大型バス（2ナンバー）	新車登録から12年間
	特種自動車（8ナンバー）	新車登録から10年間
刑罰	ディーゼル乗用車（3・5・7ナンバー）	新車登録から9年間
	車検証不交付 6月以下の懲役または20万円以下の罰金	新車登録から7年間 ただし、平成8年9月30日までに新車登録した車は平成15年10月からは対象地域内走行ができなくなります
刑罰	運転責任者等に運行禁止命令、命令に従わない場合は50万円以下の罰金	運転責任者等に運行禁止命令、命令に従わない場合は50万円以下の罰金

自動車NOx・PM法の使用期限は基本的な基準です。車種・型式によっては異なる場合があります。詳しくは車検証の備考欄をご確認ください。

あなたの車はいつから対象？ ディーゼル車規制検索システム

「ディーゼル車規制検索システム」
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jidouuya/diesel/index.htm
ディーゼル車の使用期限は、東京都環境局のホームページから調べられます。



首都圏・自治体条例については東京都発行の「自動車に関する規制等のあらし」に詳しく解説されています。

規制への対応



自動車NOx・PM法が適用される特定地域および首都圏・自治体条例が適用される規制地域では、ろって平成一五年一〇月から排出ガスの規制が強化され、継続車検が受けられない、走行ができないなどの支障が生じてきます。したがって、これらの規制にどのように対応するか検討しなければなりません。まずは現在使用中の車の使用期限を確認する必要があります（自動車NOx・PM法、首都圏・自治体条例の項目参照）。次に対策年度を決めて、対応方法の選択をしなければなりません。

<七都県市認定DPFの問い合わせ先>
東京都環境局自動車公害対策部計画課
TEL03-5388-3462

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/jidou
sya/nanatoken/dpf/sitei7_no.3.htm
七都県市：首都圏の埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市を指します。

規制対応の方法

規制への対応に際しては、事業者の方々が自社の経営環境に基づき、環境対策あるいは利便性あるいは経済性などの何に重点を置いて対応するか判断することになります。規制への対応には、次のような方法があります。

PM減少装置を取り付け

現在使用しているディーゼル車を継続して使用するための対策としてPM減少装置の取付けがあります。

PM減少装置には、触媒で排出ガス中のPMを分解する「酸化触媒方式」と、黒煙などの粒子状物質を捕捉するフィルターを用いた「DPF（ディーゼル微粒子除去装置）方式」とがあります。さらに「DPF方式」には、触媒と捕捉用フィルターを組み合わせた再生方式と、フィルターだけを装備し交換・清掃の必要な交換方式があります。

ます。

価格は酸化触媒方式が最も安価で約三〇万円、DPF方式は五〇〜一〇〇万円です。耐久性について、DPF方式は長距離走行時の状態にまだ不明な点があります。さらに車種・型式により改造が必要であったり、取り付けても規制に適合しないケースがあったり、小型トラッククラスでは平成六年規制以後の車両に限られるなどの課題があります。

PM減少装置の装着に際しては、七都県市の平成一七年規制認定品で、車種・エンジンに適合するかどうか、取付け後の排出ガスが自動車NOx・PM法の規制に適合するかどうかの確認が必要です。

買い替える

現在使用しているディーゼル車を廃止して、新たに排出基準に適合したディーゼル車、ガソリン車、CNG車、LPガス自動車などへの代替です。

事業者の業種・車の用途・走行範囲などを考慮して、環境性能・運転性能・利便性・経済性などを総合的に比較し、それに適した使い方に応じて対象車種を絞り込む必要があります。

対応方法の選択

このように規制への対応方法として、既存車を継続使用するケース、新車に代替するケースとあり、さらにそれぞれの場合においても種々の選択肢があります。

現在どのような車を使っているのか、用途は何か、どんな運行状態・走行状態なのか、今後はどうかなどを十分に把握した上で、経済性（初期投資額、コスト、メンテナンス）なども考慮して最適な選択をしてください。

次ページからは新車に代替するケースについて話を進めます。

